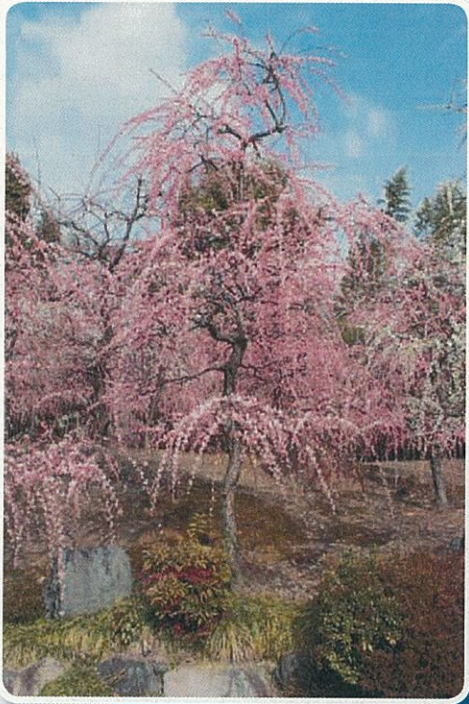


深谷市 農委だより

2015年3月

No. 19



深谷市イメージキャラクター
ふっかちゃん



編集
発行

深谷市農業委員会

事務局 〒366-0822 仲町20-1 ☎571-1211(代表)、574-6663(直通)・FAX 574-6613

農業者年金に加入しましょう

老後の備えは大丈夫ですか？農業者年金の加入について考えてみませんか？

農業者年金は、農業者がより豊かな老後生活を過ごすことができるよう国民年金（基礎年金）に上乗せした公的年金です。

■農業者ならどなたでも加入できます。

配偶者や後継者などの家族従事者や、農地を持たない農業経営者でも、次の「3つの要件」を満たせば、加入することができます。

- ① 国民年金の第1号被保険者（ただし、保険料納付免除者でないこと）
- ② 年間60日以上農業に従事するかた
- ③ 20歳以上60歳未満のかた

■この年金は、保険料の額が自分で決められます。

通常加入は月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で変更可能、いつでも見直すことができます。脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立て、この年金の原資の額に応じて年金が受け取れる積み立て方式（確定拠出型）

の年金です。

また、認定農業者で青色申告をしているなど一定の要件を満たし、農業の担い手となる方には、手厚い政策支援（国から月額最高1万円の保険料補助）があります。

この年金は、原則65歳から受給できる終身年金です。仮に80歳到達月前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳到達月までにその人が受給することとなる農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、生計を一にご遺族に支給されます。

なお、支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。

ただし、農業者年金に加入されるかたは、国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）への加入も必要となります。

農業者年金の詳しい内容や加入のお申込みは、農業委員会事務局（☎57416663）か最寄りの農協へお問い合わせください。

農業者年金基金のホームページには、仕組みや加入までの流れなど、分かりやすく解説されています。「農業者年金基金」で検索してください。

全国農地情報公開システム

（全国農地ナビ）がはじまります

■全国の農地を簡単に調べられます

平成26年3月、農地法などの関係法令が改正され、全国の農業委員会で農地台帳と地図の電子データ化が進められています。

これは、全国の農地情報を整理して、情報提供しやすい体制を整え、農業経営を拡大したい農家や新たに農業経営を始めようとする新規就農者が農地を確保しやすくとともに、遊休農地の解消を目的としています。

全国の農業委員会で整備された農地の電子データは、農業委員会の全国組織である全国農業会議所が整備を進めている全国農地ナビに集められ、インターネットで簡単に調べることができるようになります。

なお、インターネットで公表される農地情報につきましては、地番、面積といった土地についての情報に限られ、所有者や耕作者等の個人が特定される情報は公表されません。

この全国農地ナビにつきましては、平成27年4月1日からの運用、公開に向けて準備が進められています。

深谷市農業委員会では、この全国農地ナビに先駆け、平成20年5月から農業委員会のホームページ「アグリ・ハローワーク」の中で、借り手を見つけている農地を紹介してきましたが、4月からは全国農地ナビに移行させていただきます。

なお、農地に関する窓口での相談につきましては、従来どおり農業委員会窓口で随時対応させていただきますので、よろしくお願ひします。

耕作放棄地の状況について

平成26年度の利用状況調査（遊休農地調査）を昨年の9、10月及び、今年1、2月に行いました。2月末現在の耕作放棄地面積は、153haで、昨年度と比較すると14.8haの増加となりました。

調査結果の内容として、新規の耕作放棄地は、79.0haで、解消面積は69.0haであります。耕作放棄地面積は、例年増加しております。



今年度の調査で、試験的に「現地調査用タブレット端末」を使用しました。この端末は、航空写真・地番図を組み合わせた地図上で、GPSを使い現在位置を確認でき調査精度が向上しています。

毎年お願いしておりますが、不耕作農地となった農地を元に戻すことは、大きな労力と費用が必要となります。不耕作となった期間が、長ければ長いほど状況が悪化し、耕作を再開することが困難になります。不耕作農地の所有者はもちろん、近隣農業従事者及び、地域でも解消に向けた取り組みを、検討していただきますよう、よろしくお願いいたします。

大里農業委員会連絡協議会 研修会に参加して

大里農業委員会連絡協議会で、「農業の6次産業化」を3年間掛けて研修することの集大成として、埼玉県農林部農業ビジネス支援課の河野主幹を迎えて、平成27年2月6日に熊谷文化創造館「さくらめい」とにて開催されました。

講師曰く、農業の6次産業化とは、農林漁業者が、農畜産物の生産（1次）だけでなく、食品加工（2次）、流通・販売等（3次）にも農林漁業者が主体的かつ総合的に

関わることで、第2次・3次産業事業者が得ていた付加価値を農林漁業者が得ようとする取り組みのことです。

研修では、県の取り組み状況等を事例として挙げ、市場価値を高めるために具体的に注意すべきことを学びました。その一つとして、「提供する商品・サービスは、これが欲しいと思える商品・サービスでなくてはならない。」それを実践した大里管内の農林漁業者では、県がサポートを始めてから倍以上の収益を上げているケースもあるとのことでした。

これからの農業を考えるうえで、農業委員としてだけでなく、一農業者としても大いに学ぶべきところがありました。



砂ぼこり対策について

2月から5月上旬は北西からの強風により、農地からの砂ぼこりが特に発生しやすい時期です。強風により優良土壌が飛散し、さらに風下となる地域の生活環境へ悪影響を及ぼします。次のような対策で砂ぼこりの発生を抑え、優良土壌の飛散を防ぐ効果がありますので参考としてください。

対策1 耕運時期の変更

次の作付けに向けた耕運作業を間近まで控えることで飛散の防止になります。

対策2 緑肥作物の播種

緑肥作物（エン麦、ライ麦、くず麦等）の播種することにより、地力増進が図れ、



緑肥作物を播種した畑
(柏合地内)

継続して利用することで、作物の品質向上が期待できます。また有害線虫の発生を抑えることができ、優良土壌飛散の防止が図れます。

対策3 畑かんの利用

畑かんなどを設置している畑は、灌水チューブなどを使って散水することにより、農地を湿潤化することで飛散の防止になります。

対策4 中低木・防風ネットの設置

所有する畑の西側などに中低木や竜のひげ等を植栽したり、防風ネットを設置することも効果があります。



防風ネットを設置した様子
(宿根地内)

お知らせ

深谷市では、試験的に防風ネットの設置を行っております。砂ぼこり発生地内の農地を対象に協力していただける方を募集しております。

●問い合わせ

農業振興課・整備係
☎574・6648

(深谷市砂ぼこり対策協議会)

農地の適正な管理について

道路の端に野積みされている野菜くず（ねぎの皮・ブロッコリー・ほうれん草などの残さ）が見受けられます。

野菜くずが野積みそのままですと、害虫の発生や悪臭の原因となったり、交通の妨げになったり、市民の皆さんに迷惑がかかります。野菜くずは、ほ場内に搬入して、耕うん

を行い、有機たい肥としてご活用ください。また、台風や降雨による路上への土壌流出は、優良な農地の損失となり、また、道路交通上も危険なため、土壌が流出しないよう対策をお願いいたします。

なお、作業機械のタイヤなどに付着した土にも注意をお願いいたします。

●問い合わせ

農業振興課・農業政策係

☎574・6648

多面的機能支払交付金について

農業・農村には、国土の保全、水源の涵養（水が地下に浸透すること）、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能があります。こうした機能は農村だけでなく、都市の生活にも役立つもので、私たちの暮らしを支えています。

しかし近年、農村地域の高齢化、混住化により、共同活動で支えられてきた集落活動が低迷し、地域の環境等を保つことが難しくなってきました。

この事業は、農業・農村が共同作業で支えてきた農村地域の多面的機能の維持・発展を図るための活動を支援するものです。

○支援の概要

・農地維持支払（農地まわりの草刈りや水路の泥上げといった基礎的な保全管理を支援します。）



・資源向上支払（水路等施設の軽微な補修や、植栽等農村環境保全活動、水路の更新等を支援します。）



○活動開始までの流れ

・組織の設立

← 活動範囲や計画の策定

← 申請書類等の提出

← 活動の実施

※交付金は、活動する区域の農地面積に応じて組織に交付され、作業した実績に応じて、組織から活動参加者への日当や、活動経費等に使用することができます。

●**問い合わせ** 農業振興課・整備係

☎574・6648

土地改良区の手続きもお忘れなく!!!

農地を売買したり貸借するときは、農業委員会の許可や届出のほか、水利費などの土地改良賦課金の負担者を変更する事が必要な場合があります。

この変更手続きを行わないと、土地改良区からの賦課金納入通知書が変更されず、元の農地所有者に送られてしまいます。農地を売買したり貸借するときは、農業委員会の手続きとあわせて土地改良区の手続きも忘れずにお願います。

●**土地改良区連絡先**

- 荒川中部土地改良区 ☎571・0598
- 豊里東部土地改良区 ☎587・2112
- 備前渠用土地利用改良区 ☎567・3115
- 大里用土地利用改良区 ☎521・0433
- 美児沢用土地利用改良区 ☎0495・76・3270

農業委員一般選挙投票日が

決まりました

任期満了に伴う農業委員一般選挙の期日が、次のとおり決まりました。

- ・投票日 平成27年6月28日(日)
- ・告示日 平成27年6月21日(日)

なお、詳細につきましては、別途選挙管理委員会からお知らせします。

●**問い合わせ**

- 深谷市選挙管理委員会 ☎574・6664
- 深谷市農業委員会 ☎574・6663

シリーズ新規就農

「前向きに！」

大寄 高橋 純さん (31才)

このコーナーでは、シリーズで深谷市の明日の農業を担う新規就農者を紹介しています。シリーズ第15回は、大寄地区の高橋純さんにお話を伺いました。

Q これまでの経歴や農業経験はありますか？

A 農業高校を卒業し、青果市場に勤め、現在に至っています。

Q 農業は、どのようなきっかけで始めましたか？

A 市場でセリ人として農家さんと接するため、勉強のつもりで農業に関わりはじめたところ、やってみたくなくなったことです。

Q 農業を始めたばかりとお聞きしましたが、現在はそのようなことをされていますか？

A 平成26年12月から正式な研修生として2年間勉強することになり、高畑の萩原さんのところで、ほうれん草やネギ、キュウリ等を育てています。

Q 農業を始めて最初に感じたことはどのようなことですか？

A 体力的にきつい仕事なのに、それを

こなしている農家のみなさんはすごいと思いました。また、研修先で20aのブロッコリー栽培をはじめて任せてもらいましたが、思うように育たず、作物を育てるのは難しいと感じました。

Q 休みの日は何をしていますか？

A 研修生なので勉強する事や、農作業が忙しいこともあり、サラリーマンの時のようにはいかれないですが、休みの日は、子どもも小さいので家族と一緒に過ごしています。

Q 最後に、将来に向けての考えを聞かせてください。

A 実家が農家ではないので、自分で全部やっていかなければなりません。家族の理解もあり、遠い先ではなく、目の前のことをとりあえずやってみようという気持ちで、少しずつ前向きに進んでいこうと思っています。



萩原さん 高橋さん

編集後記

春を感じる今日この頃、ふと目をとめると、数々のつぼみや花が咲いています。

さて、今年は農業委員改選の年で、現在の委員で編集・発行する農委だよりもこの第19号が最終号となりますが、今後も深谷市農業委員会の活動にご支援ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

3年間ありがとうございました。

農委だより編集委員

- 委員長 竹内 秀文
 委員 高田 直樹、大澤 敏道
 八須 優樹、松嶋多喜男
 福島 和吉、持田 和彦
 河田富美子

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊

金曜日発行

お申し込みは農業委員会へ